

『梁塵秘抄』牛頭梅檀香の今様（二〇二）

鈴木 佐 内

〈論文要旨〉 『梁塵秘抄』雑法文歌、二〇二番の一首は、「牛頭梅檀」の効用について、「生死（原・精進）の罪さうとけぬべし」という。この典拠を塗香の効用という方面から『大毘盧遮那成仏経疏』に求めた。また、「精進の罪さう」の語句について、「生身の罪障」説、「生死の罪障」説の二つがあるが、これも『大毘盧遮那成仏経疏』、『行法肝葉鈔』などの語句を検し、「生死」説が適当であることを述べた。

『梁塵秘抄』雑法文歌、二〇二番の

まれいさんにおふという 五つやせんたん得てしかな てにとりみにふれかをかけは 精進の罪さうとけぬへし

摩犁山 生 牛頭 梅檀 手 身 香 生死（生身）障

（右、竹柏園旧蔵本「天理図書館蔵」の表記）

の一首は、言うところ平易であるが、後半の依拠及び「精進」（「精進」は不適、「生死」「生身」二説がある。）の語の適否をめぐっての論がある。いま、これについて、諸説を検討し、私案を提出したい。まず、前半を確認することから出発することにする。「牛頭や梅檀」は「牛頭梅檀」である。牛頭は『法華経鷲林拾葉鈔』が「摩黎山」形似「牛頭」故「如」此説^①也」と一説を紹介している。これによれば、梅檀の産地の山名を冠した香名ということになる。「や」は、歌謡には多用される間投助詞である。複合名詞では、語と語との中間に挿入されることがある。秘抄歌謡を例にとれば、「娑羅林樹」については「娑羅や林樹」（一九一）、「摩訶迦葉」については「摩訶や迦葉」（二七八）などの類であり、整調の役割を担っている。従ってこれは「牛頭梅檀」というに等しい。

『倭名類聚抄』「梅檀・紫檀・白檀」の項目は「梅檀 唐韻云梅檀 仙壇ニ音 俗云善短 香木也 内典云赤者謂之牛頭梅檀 紫檀 内典云梅檀黒者謂之紫檀兼名苑云一名紫檀 白檀 内典云梅檀白者謂之白檀」^② と言う。牛頭梅檀は、梅檀に三種ある内の一種、赤色を帯びた梅檀の呼称である。

今様の「まれい山に生ふといふ 牛頭や梅檀」には依拠があつて、後述するが『大方広仏華嚴經』（八十華嚴）入法界品の一節「摩羅耶山。出梅檀香。名曰牛頭。」（卷第六十七 入法界品第三十九之八）があげられている。これは『法苑珠林』にも「華嚴經云」として、「六十華嚴」の文「又牛頭梅檀香從離垢山生。」（卷第三十六 華嚴篇第三十三）を引いている。^③ このことは『法華經鷲林拾葉鈔』にも「一梅檀、事天竺、摩黎山ト云、山有レ之彼、山ノ四面ニ大海圍遶シテ不レ及ニ船筏ニ故ニ至ニ彼山ニ入無レ之又梅檀ノ樹ノ下ニ各有ニ大蛇ニ守ニ護ス彼、木一故ニ可レ取レ之ヲ様無レ之是即閻浮最勝ノ重宝ナル故ニ出ニ彼山ニ余所ニ梅檀ノ木生ル事無レ之」^④ とあるから、坊間、一般知識人の間では周知のことであつたといえる。「がな」は自己の願望をあらわす終助詞であつて、従つて、「摩黎山に生育するという牛頭梅檀を手に入れたものだ。」ということになる。後半は、その牛頭梅檀を手に入れた理由をのべるのであつて、それは、牛頭梅檀を「手に取り 身に触れ 香をかぐ」ことによつて「生死（乃至生身）の罪障」が消滅するからだといふのである。牛頭梅檀には「生死（乃至生身）の罪障」を消滅させる効能があるということなのである。

さて、一首の問題は牛頭梅檀の効用を説くその後半にある。供香として用いられる香の効能ともなれば、經乃至經疏に説かれるところによつてはじめて信用されるのであつて、それゆえに、この効用の典拠を經乃至經疏に求めるのは当然のことである。そこで、後半に依拠はあるのだろうか。

「牛頭梅檀」の効能については、既に、岩波「日本古典文学大系」補注は「南天竺の摩黎山ニ摩羅耶（マラヤ）山は峰状によつて牛頭山といい、梅檀を特産とすることは、智度論・正法念經・觀仏三昧經・名義集・西域記・

『梁塵秘抄』牛頭栴檀香の今様 (二〇二)

慧苑音義などに見え、正法念經六十九などには『若諸天衆与_二阿修羅_一共闘戦時。為_レ刀所_レ傷。以_二此牛頭栴檀_一。塗_レ之即愈。』とし、多くの依拠をあげている。また『大方広仏華嚴經』(「八十華嚴」)には「善男子。摩羅耶山。出栴檀香。名曰牛頭。若以塗身。設入火坑。火不能燒。」(卷第六十七 入法界品第三十九之八)^⑤と説かれてゐる。ちなみに、「六十華嚴」には「善男子。復有香。名牛頭栴檀。從離垢山王生。若以塗身火不能燒。」(卷第五十 入法界品第三十四之七)^⑥と同意のことが記されている。後者の離垢山は摩羅耶山のことである。同經のこの箇所は、一つには、牛頭栴檀が摩羅耶山に産するものであること、従つて「摩犂山に生ふといふ 牛頭や栴檀」というところの、依拠ともなるのであるが、その効用は「若以塗身。設入火坑。火不能燒。」であるので「香をかげば 生死の罪障 解けぬべし」の手掛かりは与えられない。

『梁塵秘抄』は「觀仏三昧海經」の六譬品の「譬如下 伊蘭與_二栴檀_一生_中末利山上、牛頭栴檀生_二伊蘭叢中_一、未_レ及_二長大_一在_二地下_一時、芽莖枝葉如_二閻浮提竹筍_一、衆人不_レ知、言、此山中純是伊蘭無_レ有_二栴檀_一、而伊蘭臭、臭若_二臙屍薰_一四十由旬、其華紅色、甚可_二愛樂_一、若有_二食者_一、發狂而死、牛頭栴檀雖_レ生_二此林_一、未_レ成就_二故、不_レ能_レ發香、仲秋月滿卒、從_レ地出成_二栴檀樹_一、衆人皆聞_二牛頭栴檀上妙香_一、永無_二伊蘭臭惡之氣_一、仏告_二父王_一、念仏之心亦復如_レ是、以_二是心_一故、能得_二三種菩提根_一」を引き、「生死迷妄の衆生が有する罪障は限りもないけれども、牛頭栴檀に比せられてゐる心真如の熏習をもつてこれに対治するならば、伊蘭の惡臭が消え失せるが如くに、それらの罪障も消えることである、との意味に解することができよう。」とし、また「なほ『手に執り身に触れ香をかげば』といふ所が、きはめて事實に即したいひ方であるので、これを譬喩でなく解することも無理とはいはれない。密教の方で香身の契といふものがあり、金剛頂蓮華部心念誦儀軌や仏母大孔雀明王經卷下に見えている。後者によると『所_レ有罪業、並消除』とあるので、この方にもとられるが、』として『二説をあげているが、「前解の方が穏やかであるかと思ふ。」として、「觀仏三昧海經」の

譬喩説の方をとっている。

また、「新潮日本古典集成」は「牛頭栴檀は芳香があり、久しく朽ちないので、仏像の材となり、医薬、香水の料にも供せられるが、罪障消滅の効能はない。香氣の快さを強調した表現」（『梁塵秘抄』榎 克朗頭注）といい、この点を問題としてとりあげ、「香氣の快さを強調した表現」とされた。また、「新日本古典文学大系」は、罪障の注に「往生の障碍となる罪業。牛頭栴檀と直接の関係はないが、遙か南海の地への宗教的憧憬がにじみ出ている。」とするから、いずれにしても、現段階では、今様後半に適當する依拠として十分と認められるものは見出されていないということになる。

ところで、先に引用した「八十華嚴」（「六十華嚴」）によれば、その効用は「若以塗身。設入火坑。火不能燒。」（若以塗身。火不能燒。）であった。これは『法苑珠林』などにもひかれているから、効用としてはよく知られていたはずである。この限りでは「手にとり 身に触れ 香をかげば 生身の罪障 解けぬべし」という今様にいう効能は満足させられない。しかし、先に取り上げた「八十華嚴」の一節に、今少し細かな注意をするならば、「手に取り 身に触れ」の箇所について、ある手掛かりが与えられる。「八十華嚴」では、象藏、牛頭、無能勝、蓮華藏、阿廬那、海藏、淨莊嚴、淨藏、先陀婆、奪意の十種の香名をあげてその用法と効用とを次のように説く。

善男子。人間有香。名曰象藏。因龍鬬生。若燒一丸。即起大香雲。弥覆王都。於七日中。雨細香雨。若著身者。身則金色。若著衣服。宮殿樓閣。亦皆金色。若因風吹。入宮殿中。衆生嗅者。七日七夜。歡喜充滿。身心快樂。無有諸病。不相侵害。離諸憂苦。不驚不怖。不乱不恚。慈心相向。志意清淨。我知是已。而為說法。令其決定。發阿耨多羅三藐三菩提心。善男子。摩羅耶山。出栴檀香。名曰牛頭。若以塗身。設入火坑。火不能燒。善男子。海中有香。名無能勝。若以塗鼓及諸螺貝。其声發時。一切敵軍。皆自退散。善男子。阿那婆達多池辺。出沈水香。名蓮華藏。其香一丸。如麻子大。若以燒之。香氣普閭浮提界。衆生聞者。離一切

『梁塵秘抄』牛頭栴檀香の今様 (二〇二)

罪。戒品清淨。善男子。雪山有香。名阿盧那。若有衆生。嗅此香者。其心決定。離諸染著。我為說法。莫不皆得離垢三昧。善男子。羅殺界中有香。名海藏。其香但為轉輪王用。若燒一丸。而以薰之。王及四軍。皆騰虛空。善男子。善法天中有香。名淨莊嚴。若燒一丸。而以薰之。普使諸天。心念於仏。善男子。須夜摩天有香。名淨藏。若燒一丸。而以薰之。夜摩天衆。莫不雲衆彼天王所。而共聽法。善男子。兜率天中有香。名先陀婆。於一生所繫菩薩座前。燒其一丸。興大香雲。遍覆法界。普雨一切諸供養具。供養一切諸仏菩薩。善男子。善變化天有香。名曰奪意。若燒一丸。於七日中。普雨一切諸莊嚴具。善男子。我唯知此調和香法。如諸菩薩摩訶薩。遠離一切諸惡習氣。不染世欲。永斷煩惱衆魔羅索。超諸有趣。以智慧香。而自莊嚴。於諸世間。皆無染著。」「八十華嚴(卷第六十七 入法界品第三十九之八)⑧

ここでは、象藏、蓮華藏、海藏、淨莊嚴、淨藏、先陀婆、奪意などの香には、その用法をしるして「一丸を焼かば」とあり、阿盧那には「嗅ぐ」とあり、無能勝には「鼓及諸螺貝に塗らば」とあり、牛頭栴檀香については「身に塗らば」とある。つまり香に、塗る香(塗香)と、嗅ぐ香(聞香)と、焼く香(焼香)とがあり、牛頭栴檀は身に塗るといのがその主たる用途であったことをいうのではあるまいか。とすれば、身に塗るのであれば、当然手に取らなければならぬのであるから、すくなくとも「手に取り 身に触れ」という箇所までは『大方広仏華嚴經』のいうところによって解決できることになろう。ちなみに、「八十華嚴」「六十華嚴」「四十華嚴」の表現を比較すると、次のようになっている。

「八十華嚴」

「六十華嚴」

「四十華嚴」

象藏	若焼一丸	龍藏	若焼一丸
牛頭	若以塗身	牛頭	若以塗身
無能勝	若以塗鼓及諸螺貝	無能勝	若以塗鼓及諸螺貝

蓮華藏	若以焼之	蓮華黒沈水	若焼一丸	蓮華勝	若焼一丸
阿廬那	若有衆生嗅此香者	明相	若有衆生嗅此香者	具足名明相	嗅此香者
海藏	若焼一丸	海藏	若焼一丸	海藏	若焼一丸
浄莊嚴	若焼一丸	清浄莊嚴	若焼一丸	香性莊嚴	若焼一丸
浄藏	若焼一丸	浄藏	若焼一丸	浄藏性	若焼一丸
先陀婆	焼其一丸	先陀婆	若焼一丸	信度嚩羅	若焼一丸
奪意	若焼一丸	転意	若焼一丸	奪意性	若焼一丸

これを見ると、「六十華嚴」は一つを欠いて九香である。香名に二三異同があるが、これは訳語の相違で同一の香であろう。その用法を説くところ「嗅ぐ」と「聞く」とが相違するが、「焼く」「塗る」については異同がない。これは同一の原語であったと考えられる。このことは、牛頭梅檀が、専ら塗香として用いられていた香であったことの証となろう。『大智度論』に「塗香者。有二種。一者梅檀木等摩以塗身。二者種種雜香擣以為末以塗其身。及薰衣服并塗地壁。」（大智度論釈初品中善根供養義第四十六 卷第三十）^⑨とあることが符合する。梅檀はこの塗香の代表的なものであったのである。そこで、これは牛頭梅檀の「塗香」としての効用を述べたものと解することはできないだろうか。とすれば、塗香の効用を考えればよいのである。

『大毘廬遮那成仏経疏』には塗香の効用を説いて「塗香は浄義。如世間塗香。能浄垢穢息除熱惱。今行者以等虚空闕伽洗滌菩提心中百六十種戲論之垢。以住無為戒塗之。生死熱惱除滅得清凉性。故曰塗香。」（卷第八 入曼荼羅具緣品第二之余）^⑩とある。「生死はサンスクリットsaṃsāraの訳で「輪廻」とも訳されるという。「熱惱」は衆生の身を焦がし焼く煩惱の意味で、「熱」は「悩」の修飾語として付されたもので、「生死の罪障」は衆生を生死輪廻の世界に繋ぎとめる煩惱の意とすることができよう。この意味で、『阿婆嚩鈔』の『通法要』の記すところに

『梁塵秘抄』牛頭梅檀香の今様 (二〇二)

は注目される。『通法要』の「五供事」は『大毘盧遮那成仏経疏』を引用して、塗香、花、焼香、飲食、燈明の五供養物を供養する意義を説く。いわく、「大日疏第八^二云。若深秘釈^ハ者。塗香是^レ淨^ノ義。如^二世間塗香^一。能淨^二垢穢^一。息^二除熱惱^一。今行者以^二等虚空闕伽^一洗^二滌菩提心中百六十種戲論之垢^一。以^二住無為戒^一塗^レ之。生死熱惱除滅。得^二清淨涼性^一。故曰^二塗香^一」^⑩とある。『通法要』は「通諸尊修行。互三部軌則。故名通法」と説明が付されているから、天台の諸尊の行法に共通する基本的な所作についての解説とみなされる。ついでながら、ここで同じくは東密の方での行作法集『行法肝葉鈔』を見ることにしたい。同書の塗香についての次の一節は注意されよう。即ち、「戒塗者。以塗香為戒波羅蜜。塗香者。天竺法極熱時沈檀等香和水塗身。能除熱惱。五戒及三昧耶戒香除煩惱罪業熱惱。令得法身清涼樂。亦復如是。故塗香為戒」^⑪云々とある。沈水や梅檀をもつて塗香として用い、これを身に塗れば、煩惱罪業熱惱が除かれるとするのである。

さて以上によって「手にとり身に触れ香をかげば 生死の罪障とけぬべし」の依拠はあったということになる。即ち、これは牛頭梅檀香の塗香としての効用を説いたもので、『大毘盧遮那成仏経疏』卷第八 入曼荼羅具緣品第二之余の一節に依拠するものと考えたい。『通法要』『行法肝葉鈔』などにも説かれていることによって、この依拠の説くところは相当に知られるところであつたことを確認したい。

ところで『法苑珠林』には「華嚴経云」として「若有衆生得聞此香。七日七夜歡喜悅樂。滅一切病無有橫枉。」（卷第三十六 華香篇第三十三）^⑫とあり、香の効用を説く。しかし一方で「要用最経云」として「鼻嗅香者、由滅香氣無其福德。正報墮波頭摩地獄。未來世鼻根無香味。」（華香篇第三十三）^⑬という。「聞く」と「嗅ぐ」との相違はあるものの、嗅覚によって感知するに於いては同じである。阿廬那には「嗅ぐ」と「聞く」とがあつたのはどのような意味であらうか。訳語のなせることで「聞く」の意であらうか。小鼻をひくひくさせて嗅ぐのは宜しくないということで、自然に香を感じるに於いては支障無しということにならうか。

さて、後半にはいま一つの問題がある。それは「精進の罪障 解けぬべし」の「精進」の語を巡っての問題である。旧竹柏園本ではこの箇所「精進」となっている。もとよりこれは誤写である。これについて林古溪は「梁塵秘抄の法華の歌」（「心の花」昭和十四年三月号）で「生死の罪障」説を提唱され、『秘抄考』の小西甚一氏はこれに従い、『秘抄考』では底本とした旧竹柏園本に傍記して（生死）としている。また、新間進一氏も林古溪の説に従い、「生死」であって「生身^{さうじん}」ではあるまいと思う（『梁塵秘抄法文歌選釈』解釈と鑑賞 昭和十六年七月号）とされる。これに対し「生身」説の提唱もある。『梁塵秘抄評釈』（志田延義校注）が「原本『精進』であるが之は『生身』の誤写であらう。生身は、父母所生身の意で、父母より胎生せる肉身を言ふ。凡夫の身である。」とし、岩波「日本古典文学大系」も、本文は「生身（ルビ・さうじん）」とし、補注に「本『精進』。生身は、仏語としては諸仏菩薩の法身に対して衆生済度のために化身する肉身、それも結局父母所生の肉身たる生身として化現するので、胎生の肉身の意。この歌詞では生死とする説（林氏・小西博士）もある。」とする。「新日本古典文学大系」も「生身」とし、「こは肉身の意」とする。

「精進の罪障」には生死説と生身説があるのだが「精」には「さう」「しゃう」の音があり、「生」にも「さう」「しゃう」の音がある。「じ」は発撥の表記されない形か、それとも、もともと「じ」であるのか分からない。「じ」であるとすれば「死」の連濁である。この箇所、もとより、「精進」は旧竹柏園本の誤写である。したがって、仮名表記上では生死、生身いずれか判断できない。

今様後半の依拠『大毘盧遮那成仏経疏』に説くところ「生死熱惱除滅得清浄涼性」及び、『通法要』『行法肝葉鈔』によれば、「生死」をとることが帰結ということになる。私は「生死」説に従いたい。『秘抄』には「法華の御法ぞ頼もしき 生死の海は深けれど 諸経いりくむ譬ひにて つひにわれらも浮かびなん」（二九九）に「生死の海」の用例がある。生死は生死流転の意、海は世界の譬えであり、生死流転の世界をいうのである。生死流転

『梁塵秘抄』牛頭梅檀香の今様（二〇二）

（輪廻）を続ける業因としての罪障を生死の罪障としたものと考えられる。「生死の」は修飾語句であって、「生死の罪障」は罪障そのものである。

有賀要延氏の『香と仏教』（国書刊行会 平成2）は、内典や外典にみえる、供香、薫香についての論考で、ここには、詳細な香についての資料があげられている。本稿、秘抄今様の解釈は、氏のこの書に導かれて成立したもので、ここに付記して、以て謝意を表したい。

- 注① 『法華経鷲林捨葉鈔』四 卷十九 分別功德品第十七 十五 牛頭梅檀事 永井義憲解題 臨川書店
- 注② 「元和古活字本」木類第二百四十八 卷二十二才 22ウ 『和名類聚抄（古写本 声点本）本文および索引』馬淵和夫 風間書房 所収
- 注③ 大正蔵第五十三卷 p五七一上
- 注④ 『法華経鷲林捨葉鈔』一 卷四 序品第一之四 三 梅檀香風事
- 注⑤ 大正蔵第十卷 p三六一上
- 注⑥ 大正蔵第九卷 p七一三中
- 注⑦ 卷第三十六 香華篇第三十三に「六十華嚴」の文を引く。大正蔵第五十三卷 p五七一上
- 注⑧ 大正蔵第十卷 p三六一上・中
- 注⑨ 大正蔵第二十五卷 p二七九上
- 注⑩ 大正蔵第三十九卷 p六五九下〜六七〇上
- 注⑪ 大日本仏教全書四〇『阿婆嚩鈔』第六 p三八七
- 注⑫ 大正蔵第七十八卷 p八七九中
- 注⑬ 大正蔵第五十三卷 p五六九上
- 注⑭ 大正蔵第五十三卷 p五七一中